

鳥取県庁インターンシップの概要・手続き

1 実施概要

＜対象学生＞ 県内外の大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校に在籍する学生（高等専門学校の学生にあつては、第4学年以上に在籍する方に限ります。）

＜実施内容＞ 別添3「令和8年度鳥取県庁インターンシップ実施予定所属一覧」のとおり

2 申込方法等

別添1「鳥取県庁インターンシップ実施要綱」の内容を御理解の上、以下手順のとおりお申し込みください。

※応募者多数の場合は抽選等により参加者を決定しますので、受入れできない場合があることを御承知ください。

＜申込手順＞

（1）電子申請

参加を希望する学生は、とっとり電子申請サービスから申込みを行ってください。右のQRコード又は次のURLから申込みページへアクセスできます。

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=21673&accessFrom=



（2）メール又は郵送

別紙1「鳥取県庁インターンシップ実習申込書」に必要事項を記入し、メール又は郵送で下記提出先へ御提出いただくことも可能です。

〔提出先〕鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課

住所：〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

メールアドレス：jinjikkaku@pref.tottori.lg.jp

＜注意事項＞

- （1）氏名、連絡先等の各項目について正確に御記載ください。特に、電話番号・メールアドレスは間違いのないようお願いいたします。
- （2）顔写真は無帽で、顔がはっきり映っており、申込日前6か月以内に撮影したものを貼付してください。
- （3）インターンシップを希望する所属の欄は、別添3「令和8年度鳥取県庁インターンシップ実施予定所属一覧」から選択し、記入してください（第1希望は必須、第2、3希望は任意）。受入条件（志望職種等）がある所属もありますので、よく確認して選択してください。

＜申込期限＞

令和8年7月15日（水）午後5時まで

3 参加の決定・決定後の流れ

（1）県から申込のあった学生及び在籍する大学等へ受入可否の結果を通知（7月中）

※学生へは、申込時に記載のあるメールアドレスに受入可否の結果を通知します。大学へは、代表メールアドレス又は文書にて通知します。

※受入決定に当たって、県から学生本人に対し、参加の意思を改めて確認する場合があります。

（2）（1）の後、受入れを決定した学生と県が直接連絡調整

※必要に応じて、大学等へ連絡する場合があります。

4 その他

- ・参加する学生に対する賃金、報酬及び手当等の支給はありません。
- ・参加する学生が各職場へ通うための交通手段の確保及び交通費や研修期間中の滞在費等の支給はありません。各自で御対応いただきます。
- ・参加する学生は、期間中の事故に備え、自己の責任において災害傷害保険等への加入が必要です。
- ・参加する学生には、別紙2「誓約書」を提出していただきます。

(問合せ先) 鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課
人材評価担当 東口、組織担当 西尾
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電 話 0857-26-7040
FAX 0857-26-8140
メール jinjikaku@pref.tottori.lg.jp